

監 査 委 員

24年監査公表第7号

平成22年度、平成18年度及び平成17年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年7月13日

京都府監査委員 前 波 健 史
 同 松 岡 保
 同 村 山 佳 也
 同 園 田 能 夫

平成22年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 府営住宅・住宅関係施策の成果と課題について

1 京都府住宅供給公社

(1) 決算の状況について

（監査の結果）

決算報告は、地方住宅供給公社法第32条第1項で翌年度7月になっているが、民間企業は6月中には決算を確定しているため、もう少し早期に決算報告する必要がある。

（措置の内容）

昨年度から、理事会を約1ヶ月早く開催し、京都府へ6月中に決算報告している。

平成18年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 公営3企業の経営管理の是非と将来の姿について

(1) 電気事業について（風力発電事業の将来）

（監査の結果）

風力発電事業を環境施策のシンボルとして継続する場合、コストと環境への効果を比較し事業存続の可否を再考する必要がある。また不採算事業を継続していることについて説明責任を果たす必要がある。事業性が認められないことから、環境施策の一環としての活用を前提に、地元自治体や企業への譲渡等を視野に入れて、今後のあり方を検討する必要がある。

（措置の内容）

平成23年6月、風力電気事業評価委員会の最終取りまとめ結果を踏まえ、次の取り組みを進めている。

- ・故障中の1基を除き、当面5基運転により事業継続
- ・経営判断に資するよう号機別の収支状況を分析
- ・地元関係者や有識者からなるネットワークを構築し広く意見を取り入れた運営を実施
- ・太鼓山での民間事業者参入も視野に、大型風車に対応する高位置の風向風速計を設置
- ・平成24年7月から施行される固定価格買取制度が既存施設に対しても適用されるよう国にも要望

※要望等も受け、太鼓山風力発電についても現行売電単価に比して5割を超える単価が適用される見込みとなった。（11.4円/kwh→17.9円/kwh）

(2) 水道事業について（受水市町における府営水の利用）

（監査の結果）

府営水道施設の効率的な運用方法や広域化など、受水市町と十分に協議をしていく必要がある。

（措置の内容）

平成23年11月、府と受水市町を構成員とする京都府水道事業広域化等研究会を立ち上げ、広域化等について検討を開始した。

平成17年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 府税の賦課徴収に関する事務の執行について

(1) 振替納税の勧奨と普及

（監査の結果）

個人事業税と自動車税に振替納税制度が導入されているが滞納防止や徴税コスト削減のため、利用率向上に力を入れるべきである。

（措置の内容）

口座振替利用率向上のため、個人事業税及び自動車税の対象者で口座振替未登録者や新規自動車登録者に対し利用案内を送付するとともに、平成24年度定期賦課分から新たにゆうちょ銀行での取扱いを可能とし、納税者利便の向上を図った。